



山口大学知財教育プログラム（履修証明プログラム）募集要項 （平成29年度後期）

1. プログラムの趣旨・目的

内閣に設置された知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画において、「特に、地域中小企業が自ら知的財産（技術、ブランド等）を活用して効果的にビジネスを展開できているところは少ない。また、これら中小企業に知的財産とビジネスの両面からアドバイスできる人材も不足している状況である。」と記載がされ、知的財産を活用できる人材の育成が求められています。

また、日々の企業活動や個人の暮らしの中においても、知的財産に係る一定の知財知識とスキルを身に付けているだけで、トラブルから身を守ることもあります。

山口大学では、これまで分野を問わず新入生全員に対して知的財産教育を実施し、専門教育から大学院教育へとつながるカリキュラム体系を形成してきました。

これらのカリキュラムを利用して、高校や大学において知的財産教育を修得する機会がなかった社会人等に対して、「ものづくり知財コース」と「コンテンツ知財コース」の2コースにより、履修認定プログラムを開講し募集することとしました。

また、社会人の職業に必要な能力の向上に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定することとなっておりますが、本プログラムもこの認定を受けています。

2. 履修資格

本プログラムへの履修資格は、本学学則第42条の規定（本要項7ページを参照）による本学への入学資格を有する者。

3. プログラムの期間

平成29（2017）年10月1日～平成31（2019）年9月30日（2年間）

4. プログラムの内容（指定科目）

- (1) ものづくり知財コース（8単位相当以上）
 - ① 科学技術と社会（1単位相当）
 - ② 特許法（1単位相当）
 - ③ 意匠法（1単位相当）
 - ④ 商標法（1単位相当）

- ⑤ 不正競争防止法（1 単位相当）
- ⑥ 標準化とビジネス（1 単位相当）
- ⑦ 著作権法（1 単位相当）、ものづくりと知的財産（2 単位相当）、
知財情報の分析と活用（2 単位相当） の内から 2 単位相当以上 を選択

(2) コンテンツ知財コース（8 単位相当以上）

- ① 科学技術と社会（1 単位相当）
- ② 著作権法（1 単位相当）
- ③ 商標法（1 単位相当）
- ④ 意匠法（1 単位相当）
- ⑤ 不正競争防止法（1 単位相当）
- ⑥ コンテンツ産業と知的財産（2 単位相当）
- ⑦ 知財情報の分析と活用（2 単位相当）、農業と知的財産（1 単位相当）、
標準化とビジネス（1 単位相当） の内から 1 単位相当以上 を選択

注1 選択科目については、履修証明プログラム履修許可願により申し込み時にコースを選択して登録することとします。コース登録後に変更を行うこと及びコースで指定されていない科目を受講することは出来ません。

注2 各科目のシラバス及び開講時期等については、
ホームページ（ http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=2466 ）
によりご確認ください。

注3 同一名称の科目が開講されている場合がありますが、その場合でも指定された開講時期、時間の科目以外は受講することは出来ません。

注4 1 単位相当は 1 5 時間以上です。

5. 修了要件と修了証明書

(1) 修了要件

コースを選択し、本プログラムで指定する科目を履修し、出席状況、認定試験の成績（60 点以上）、レポート等において担当教員の評価によりその授業科目の可否を判定します。合格の判定が無い場合には科目の修得となりません。（講義を受講しただけでは、修得とはなりません。）

修得できなかった科目については、プログラム期間内に再履修の上修得する必要があります。

指定した科目の中から必要な単位数を修得した場合に、履修証明プログラムの修了となります。

(2) 修了証明書

コース修了要件を満たした者には、「履修証明書」を交付します。

6. 募集人員

50 名（各コースごと）

7. 応募手続

(1) 応募期間

平成29年9月1日～平成29年9月26日までに次項の書類を応募書類提出先まで、郵送又は持参して下さい。ただし、郵送の場合は9月25日以前の消印のあるものは受け付けません。

(2) 応募書類

下記の書類等を次のサイトからダウンロードし記入の上、提出して下さい。

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/wp-content/uploads/2017/02/kyokanegai.pdf>

書 類 等	摘 要
履修証明プログラム履修許可願	所定の用紙に必要事項を記入したもの
最終学校の卒業証明書等	履修資格を証明するもの。

(3) 応募に関する注意事項

- ① 応募書類の記入にあたっては、各用紙の必要事項等をよく読んで誤りの無いように正確に記入してください。
- ② 応募後は記載内容の変更は認めません。また、一度提出された書類は返却しません。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、履修許可後であっても履修の許可を取り消すことがあります。
- ④ 応募後に住所等の変更があった場合には、速やかに応募書類提出先へ連絡してください。
- ⑤ 履修した科目について、単位認定を希望する場合は、科目等履修生としての入学手続きが必要となります。手続等については、お問い合わせください。

(4) 応募書類提出先、問い合わせ先（*土曜、日曜、祝日を除く 9:00～17:00）

山口大学学術研究部産学連携課産学連携係

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16番1号

電話 0836-85-9961 FAX 0836-85-9962

8. 履修者登録

(1) 履修許可

提出された書類、証明書等により、履修資格の確認を行います。

ただし、必要によっては電話、メール等による問い合わせをする場合があります。

履修を認めた場合には、履修許可証を許可願に記載した住所に郵送します。

(2) 受講料

履修の許可を受けた者は、次に定める期間内に受講料を納入してください。

期間内に受講料の納入が無かった場合には、履修許可を取り消します。

納入期間 平成29年9月1日～平成29年9月26日

受講料 1単位相当 10,000円

- * 受講料は履修許可願に記載した単位数により、納入してください。
一旦収めた受講料は、原則として返還することができません。ただし、履修証明プログラムを実施しなかった場合又は履修証明プログラム開始日の前日までに、履修を取りやめる旨の申し出が書面等でされた場合には、返還する場合があります。

◎ ものづくり知財コース

科目名		単位	修 得 目 標
科学技術と社会	必修	1	1. 知的財産の全体像を理解すること 2. レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに初歩的な知的財産対応能力を形成すること、 3. 社会活動における知的財産の価値を実感すること、
特許法	必修	1	1. 特許制度に関わる法制度を理解する。 2. 特許法の意義とその趣旨を理解する。 3. 特許制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
意匠法	必修	1	1. 意匠制度に関わる法制度を理解する。 2. 意匠法の意義とその趣旨を理解する。 3. 意匠制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
商標法	必修	1	1. 商標制度に関わる法制度を理解する。 2. 商標法の意義とその趣旨を理解する。 3. 商標制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
不正競争防止法	必修	1	1. 不正競争防止制度に関わる法制度を理解する。 2. パリ条約等における商標法等の補完制度の意義とその趣旨、位置づけ、その体系を理解する。 3. 不正競争防止制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
標準化とビジネス	必修	1	1. 身近な製品やビジネスについて、標準の観点から考える力を身につける。 2. 標準化を通してグローバルな視点で思考する力を身につける。 3. 標準化とビジネスの最先端で活躍中の専門家の話に直接触れ議論することで、ビジネス上の解決策を導き出す力を身につける。
著作権法	選択 必修	1	1. 著作権制度に関わる法制度を理解する 2. 著作権法の意義とその趣旨を理解する。 3. 著作権制度について事例や演習を扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
ものづくりと知的財産	選択 必修	2	1. ものづくりの全体像と産業財産権について理解し、適切に利用する方法や態度を身につける、 2. 身近なものづくりについて、知的財産の観点から考える力、創造する力を身につける、 3. 創造的に考え、行動するための方法を知り、実践しようとする態度を身に付ける、 4. 身近なものづくりについて、知的財産の観点から初歩的なまとめる力と発信力を身につける、
知財情報の分析と活用	選択 必修	2	1. 知的財産情報（技術情報・研究情報）を正しく取得できる技術を身につける、 2. 知的財産に関する諸問題について、知的財産情報（技術情報・研究情報）を用いて、客観的に分析するスキルを身につける、 3. 知的財産情報（技術情報・研究情報）の分析を通じて、社会的ニーズの検討ができる、 4. 分析した情報を活用して問題解決や課題解決の手段を提案することができる、

◎ コンテンツ知財コース

科目名		単位	修 得 目 標
科学技術と社会	必修	1	1. 知的財産の全体像を理解すること 2. レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに初歩的な知的財産対応能力を形成すること、 3. 社会活動における知的財産の価値を実感すること、
著作権法	必修	1	1. 著作権制度に関わる法制度を理解する 2. 著作権法の意義とその趣旨を理解する。 3. 著作権制度について事例や演習を扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
商標法	必修	1	1. 商標制度に関わる法制度を理解する。 2. 商標法の意義とその趣旨を理解する。 3. 商標制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
意匠法	必修	1	1. 意匠制度に関わる法制度を理解する。 2. 意匠法の意義とその趣旨を理解する。 3. 意匠制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
不正競争防止法	必修	1	1. 不正競争防止制度に関わる法制度を理解する。 2. パリ条約等における商標法等の補完制度の意義とその趣旨、位置づけ、その体系を理解する。 3. 不正競争防止制度について事例や演習を取扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
コンテンツ産業と知的財産	必修	2	1. メディア産業の全体像を把握、 2. 特定領域のメディア産業（音楽、映画、アニメ、放送、ゲーム、プロバイダ、出版、キャラクター、広告、芸能プロ）の概略を理解、 3. コンテンツ企業間の知財紛争事例把握、
知財情報の分析と活用	選択必修	2	1. 知的財産情報（技術情報・研究情報）を正しく取得できる技術を身につける、 2. 知的財産に関する諸問題について、知的財産情報（技術情報・研究情報）を用いて、客観的に分析するスキルを身につける、 3. 知的財産情報（技術情報・研究情報）の分析を通じて、社会的ニーズの検討ができる、 4. 分析した情報を活用して問題解決や課題解決の手段を提案することができる、
農業と知的財産	選択必修	1	1. 農業に関わる知的財産権について理解し、適切に利用する方法や態度を身につける（知識理解・態度）。 2. 生産活動や地域資源を知的財産の観点から見つめ思考し、課題の発見と解決の糸口を掴む力を身につける（思考判断）。 3. 知的財産を創出し、保護、活用しようとする態度を身につける（態度）。 4. 農業に関する食糧問題等の諸課題を、知的財産の観点で歴史的経緯と将来予想の元にグローバルかつ総合的に考え、よりよい在り方を創出していく態度を身につける（思考判断・態度）。
標準化とビジネス	選択必修	1	1. 身近な製品やビジネスについて、標準の観点から考える力を身につける。 2. 標準化を通してグローバルな視点で思考する力を身につける。 3. 標準化とビジネスの最先端で活躍中の専門家の話に直接触れ議論することで、ビジネス上の解決策を導き出す力を身につける。

<参考>

山口大学学則

第42条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入學した者であつて、本學において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本學において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本學の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入學することができる。
- (1) 高等学校に2年以上在學した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在學した者
 - (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在學した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在學した者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在學した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

科目等履修生としての履修の有無		有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)		
※上記が「有」の場合は科目名を記載してください。	科 目 名	単位数	備 考	

*科目等履修生としての履修の有無に記載が無い場合には、無しとして取り扱います。